

中小企業の会計に関する検討会 第16回 ワーキンググループ
議事要旨

日時:平成27年6月10日(水) 13:00~15:00

場所:経済産業省別館1階 108会議室

＜中小企業における会計の実態調査 補足調査及び中小会計要領の広報・普及における成果と今後のアクションプランについて＞

事務局から中小企業における会計の実態調査 補足調査及び中小会計要領の広報・普及における成果と今後のアクションプランについて説明の後、自由討議。

(これまでの取り組みに関する評価など)

- ・調査結果によると、中小企業から「中小会計要領を知らない」という回答や税理士から「準拠していない」という回答があるが、より具体的に知りたいところ。
- ・中小会計要領の普及はすごく時間のかかる話であり、中小企業の経営者と接している商工会議所を含め、金融機関や税理士、公認会計士等関係者が、それぞれできることを継続してやっていくことが大切である。
- ・中小会計要領の普及率について、約50%の導入は大きな成果。欧州の中小企業の大半は記帳代行であり日本はレベルが高い。消費税も先進国で日本だけがインボイスを未導入であることは、日本の企業がしっかりと会計を行っている裏付け。
- ・中小会計要領の必要を訴えているものの、中小企業の経営者に財務分析や管理会計を説明する時間がない。

(今後の取り組み方針)

- ・会計を決算書だと考える企業が多いため、会計が普及しづらい環境にある。会計の活用によって日本が大きく飛躍したことに鑑みると、経営と会計とは切り離して考えるべきではなく、経営力と会計力は二つ合わせて考えるべき。
- ・中小企業経営力強化支援法の告示では、中小会計指針や中小会計要領が推奨されており、当該告示が発出されている都道府県においても中小企業庁における努力を横展開いただきたい。また、商法及び会社法の改正によって、記帳要件が「整然かつ明瞭」から「適時かつ正確」な記帳に変更されたことを活用して何かできないものか。
- ・経営者でなくとも、会計の重要性を認識している人材が企業にいればいい。中小企業の経理は、経理業務に専念してはいたないため、総合的なスキルをもった人材の育成を図ることが必要。文部科学省との連携も中小会計要領の普及に有効かもしれない。
- ・業績の振るわない企業とは、毎月、税理士あるいは中小企業診断士の先生を交えて経営者と事業計画の進捗状況について、協議しているが、回数を重ねる毎に経営者が計数の重要性を理解し積極的に議論に参加してくるようになる。会計要領の普及にも経営者が会計の必要性を理解することが重要で、こつこつ取り組むことも必要ではないか。

- 経営に失敗した大企業を立て直すのには、大金が必要。資金がないと大企業はリストラもできない。会計は高い付加価値を企業に与えられるため、強制的に中小会計要領を押しつけるのではなく、関心のある企業に広がることを期待している。
- 人手不足などの経営課題に中小会計要領が有効であるという観点が重要。社長だけが全体を把握するのではなく、自社の会計を理解し、将来ビジョンを語れる従業員が必要。中小会計要領を新規採用に役立つという観点から普及する方法もあるのではないかな。
- 日本税理士会連合会では、中小企業支援ネットワークもしくは財務事務所が運営し、信用保証協会や経営改善支援センター、県商工労働部、経済産業局などで構成する金融懇話会を年2回開催している。金融界からもっと推進すべきとの評価いただき、公認会計士協会や中小企業診断士協会とも連携が図られている。組織づくりが重要であり、組織として取り組めば中小会計要領も普及するのではないかな。
- 金融懇話会では、「試算表などを用いた金融機関に対する報告の必要性」という題材で意見交換を行っている。金融機関への報告が現状どうなっているかを知りたい。月次試算表が組織活動として醸成できれば、日本税理士会連合会としては役目を果たしたと考える。決算を月次で行う企業は年一度のみの企業と比べると成績が全く異なるため、月次試算表は、売上3千万以下の中小企業に会計の有用性を気づかせる有効な手段だと確信している。
- 中小企業家同友会ではさまざまな勉強会を行っているが、経営理念が不明確な企業は改善しない。セミナーでは経営理念を明確にさせた上で行うべき。今後も、中小会計要領を活用した財務体質の改善を呼びかけていく。

(経営者に気づきを与える)

- 認識ギャップよりも、会計に対する意識の低さが課題。原因は会計が過去情報だと考えられており、経営者は過去よりも今後の事業運営の方に関心が向いている。会計データも時系列に分析する事により現状の問題点と、将来的な改善の方向を読み取る事が出来るものであると理解してもらうことが重要。進むべき方向を示すツールになるとあれば経営者の認識も変わるのではないかな。
- 会計について、経営者はコスト削減などに目を向けるが、将来を考える有効なツールになることを理解してもらい、経営者が自社の状況を把握するということが重要。本当のメリットを理解してもらえていないことが会計に対する意識の低さの背景ではないかな。
- 経営状態の良い企業は儲かっているために会計の必要性を感じないが、会計で更に儲かることを知るべき。経営状態の悪い企業は決算の調整によって現状を見誤ることも多いため、会計で自社の状況を把握すべき。
- 会計は、経営の羅針盤。経営状態が良い企業にとっては、必要性を感じないかもしれないが、今後も経営が上手くいくとは限らず、将来を見通すために会計は役に立つということを経営者にしっかりと知らしめるべき。

- ・税理士など会計専門家の活用がアクションプランとされているが、会計専門家が中小会計要領と中小会計指針との関係を十分理解していない。
- ・管理会計を導入し、同じ基準で比較することによって、他社と比べて利益が上がらない理由を知ることは大きな気づき。小規模事業者の継続を考える上でも中小会計要領は重要であると感じている。

(会計専門家の役割)

- ・会計専門家がアドバイスしていないわけではないが、経営者に受け止められていないことも多い。社会保険労務士とともに経営提案してほしいなど、経営者から求められることが増えており、提供する会計サービスのあり方を見直す機会ではないか。
- ・経営者層へのアプローチとして、セミナーなどの活用も有効ではあるが、会計専門家が経営者とコミュニケーションをとり、会計について理解してもらうことや気づきを提供することが最も効果的ではないか。
- ・税理士には、会計を経営に活用するようなアドバイスを積極的に展開していただきたい。税理士による活動によって、自ずと中小会計要領も普及するのではないか。
- ・税理士の試験科目として、中小会計要領は組み込まれていない。税理士として勉強し始める試験期間において、中小会計要領がしっかり理解できないようであれば、働き始めても十分な理解に繋がらない。
- ・日本税理士会連合会では、中小会計要領のチェックリストについて、さまざまなコメントを税理士が記入して経営者に渡すことによってコミュニケーションをとり、中小会計要領への準拠性を高めていく取り組みを考えているところ。
- ・日本税理士会連合会が行ったアンケートによると、税と会計は分離している。会計処理は企業が行い、税務申告だけを税理士が行う傾向が顕著になっているため、中小会計要領に準拠した会計を行いたくても、機会が失われている。

(具体的手法:セミナー)

- ・中小機構では、中小企業会計啓発・普及セミナーを実施している。アクションプランを踏まえ、当該セミナーのなかで経営者が関心を寄せるよう、開催していきたいほか、創業者に対しても連携して進めていきたいと考えている。
- ・中小企業大学校では、10ヵ月間全日制の経営後継者研修を行っており、研修では1ヵ月程度、財務の知識やスキルなどを学ぶ。「会計」というイメージが良くないため、これらから作成される事例集を活用し、上手く研修に組み入れていきたい。
- ・指導者を対象とするセミナーにおいて、指導書があるとより小規模事業者へのアプローチが広がると考えている。セミナーについては、改善してより良いものとしていきたい。
- ・経営者と接する機会をもつ関係者が、各々できることを行うことが重要。セミナーや研修なども行うべきだし、中小企業大学校でも経営診断や財務などさまざまなものを扱っている。他セミナーに中小会計要領を上手く盛り込むと経営者は関心をもつのではないか。

- ・中小会計要領セミナーではなく、経営戦略など経営者の関心が高そうなプログラムに会計を盛り込むアイデアは良い。会計で経営センスが磨かれ、今後に繋がる。また、経営が上手いかなくなったときには、会計によって早めに対処することができる。

(具体的手法:インセンティブ)

- ・補足調査結果をみると、優遇制度によるインセンティブは経営者にとって有効との声も多いため、信用保証協会にも是非とも継続願いたい。ただ、優遇制度はあくまで導入のきっかけであり、目的になると中小会計要領を作成した趣旨と異なってしまうことに留意が必要。
- ・経営者に会計の有効性を知らせる手段として、表彰制度や事例集は有効。経営状態が良い企業でも名誉は求めるため、表彰制度は有効であると考える。
- ・中小企業に導入を促すインセンティブとしての金利優遇制度の方向性は理解するものの、低金利での貸出を同一人に継続的に行うことは中小会計要領の導入という本来の目的を損ねることになる。また、金利優遇制度に関する働きかけでは、政府系金融機関だけではなく、民間金融機関にも支援などご検討いただきたい。
- ・信用保証協会で行っている保証料割引は、中小会計指針の頃から実施している。本来、要領普及のためのインセンティブであるはずの保証料割引が目的となってしまう傾向もあるため、保証料割引については、その必要性も含め、協議させていただきたい。
- ・「小規模事業者に係る実態調査(金融機関)」については、時期・方法は未定のようなようであるが、調査の内容・方法については必要に応じて事前に関係団体等と調整してほしい。
- ・民間金融機関における金利優遇の取扱拡大については、各行の判断によるところでもあるので、従来の取り組みと同様のスタンスであると認識。
- ・保証料割引については、積極的に継続すべきかどうかという議論するべきときに差し掛かっていると認識。関係者のご指示をいただきながら検討したい。

(具体的手法:会計教育)

- ・日本公認会計士協会においても、社会貢献活動及び広報活動の一環として、地域会が中心となり、小・中学生を対象に、会計講座を無料で実施している。
- ・大学等の会計教育では、かなり高度な会計教育から中小会計要領のような実務に活用できる会計教育など幅広く扱うことができれば、学生が社会人になったときに役立つのではないかと。
- ・日本税理士会連合会では、小中学校に出向き、租税教育を行っている。子供の頃から会計の必要性を訴えることは効果的であり、この取り組みによって、中期長的に記帳を前提にした会計の文化を根付かせることを目的としている。

(ワーキンググループの運営)

- 本ワーキンググループには国税庁が参加すべき。中小企業の多くが青色申告していることを踏まえ、財務諸表の作成が然るべき会計基準に則ってなされているかを国税庁としてしっかりと認識いただく必要がある。
- 国税庁では、自主点検チェックシートを活用した税務コンプライアンスの引き上げのための施策に取り組んでいる。方向性は中小会計要領とも大きく異なるため、これと上手く連携を図れないか検討いただきたい。
- 本ワーキンググループに全国法人会総連合を加えていただけないか。関心が高いため、全国法人会総連合に働きかけることは会計の普及にとって有用ではないか。

(税務と会計)

- 税務と会計は異なる。中小企業会計において、税務と会計の関係をもう一度議論すべき。中小の実態を踏まえると、税務と会計との距離をもっと近づけるべきかもしれない。
- 税務と会計が異なることには同意。税務ばかりを考えると、経営全体のことがないがしろにされてしまう懸念がある。月次決算のなかで意識すべきなのは、経営の実態を経営者自らが把握すること。